

設備を点検して「省エネ＝コスト削減」を

加美町省エネ診断補助金

町内事業者向けに、省エネルギー診断にかかる費用をサポートします。

加美町では、カーボンニュートラルの推進を図るため町内事業者向けに、使用エネルギー量の把握をし客観的な視点から削減量の見込みを立て、CO2排出量削減に係る措置を講じていただくことを目的として省エネルギー診断受診に係る費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



補助
金額

補助対象事業の診断料金 (消費税及び地方消費税は除く。)

補助対象事業者



補助要件等については、必ず交付要綱をご確認ください。

- (1) 町内に事業所(本店、支店、営業所、事務所その他いかなる名称であるかを問わず、事業を行うために必要な施設をいう。)を有して事業活動を行う者。
- (2) 町内の事業所において、省エネルギー診断を実施する者。
- (3) すべての町税に未納がないこと。

※事業所とは…事業の用に供する工場、事務所その他の事業場であり、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者。

※補助金の交付は、1事業所につき1回です。

補助該当省エネ診断

補助に該当する省エネルギー診断は下記のものになります。

- 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ診断
- 経済産業省資源エネルギー庁における省エネお助け隊が実施する省エネ診断
- 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネ診断



申請受付

令和8年5月1日(金)～令和9年1月29日(金) ※予算がなくなり次第終了

～申請から交付までの流れ～ (診断終了後の申請になります。)

申請書の提出

(診断終了後、必要書類および申請書を提出)

審査

(町が関係書類を審査します。)

交付決定

(町が内容が適当と認めたときは、「交付決定通知書」「補助金交付請求書」を送付)

請求書の提出

(「補助金交付請求書」を提出)

補助金交付

(申請者指定の口座に補助金を振込)

お問い合わせ先

加美町役場 町民課 環境政策係 TEL:0229-63-3112 FAX:0229-63-4321

受付時間:平日 9:00～17:00(土日祝日除く)

